

**第4号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
(兵庫区遠矢浜町)**

計 画 書

名 称	位 置	面 積	備 考
一般廃棄物及び 産業廃棄物処理施設	兵庫区遠矢浜町	約 0.7 ha	<p>◆施設概要</p> <p>[一般廃棄物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品残渣のメタン発酵施設 処理能力：126 t/日</li> </ul> <p>[産業廃棄物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥の脱水施設 処理能力：125m<sup>3</sup>/日</li> </ul> <p>◆事業者 (株)コベック</p>

「敷地位置は計画図表示のとおり」

理 由

当施設は、循環型社会の形成を図るため、食品製造業や小売店から排出される食品残渣をメタン発酵し、精製したバイオガスを燃料として発電することにより、廃棄物の資源化を行うものである。また、従来、廃棄物として処分されていた食品残渣の未利用エネルギーの利用は、地球温暖化防止への貢献が見込まれる。

当敷地は、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められる。

**(参考) 建築基準法関係条文抜粋**

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。